

審議事項 第 2 号

令和 4 年度地域包括支援センター
事業計画及び収支予算について

令和4年度地域包括支援センター事業計画

1 地域包括支援センター圏域の基本情報 R4.4.1 現在

		中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
圏域人口（人）		27,227	23,865	27,918	33,803	32,415	20,710	32,765	28,175	30,394	30,276	38,509	327,057
高齢者人口（人）		10,097	8,105	9,612	11,436	10,261	6,623	11,977	9,362	10,277	11,888	13,473	113,111
高齢化率（％）		37.1%	34.0%	34.4%	33.8%	31.7%	32.0%	36.6%	33.2%	33.8%	39.3%	35.0%	34.6%
事業所数 （か所）	居宅介護支援事業所	21	12	9	8	5	10	10	6	12	12	13	118
	グループホーム	10	6	8	3	8	7	6	10	8	8	7	81
	小規模多機能型居宅介護事業所	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	2	10
予防ケアプラン （件）	給付管理件数	600	341	332	536	427	289	545	290	515	552	638	5,065
	うち直営分	196	95	71	154	81	115	130	146	104	189	153	1,469

2 地域包括支援センター所属職員数（非常勤を含む。） R4.4.1 現在 （人）

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
職員数	10	9	9	11	11	9	11	11	11	11	16	119

所属職員内訳

(1) 地域包括支援センター運營業務従事職員
(介護予防支援業務, 第1号介護予防支援事業専従職員及び事務職員を除く。) R4. 4. 1 現在 (人)

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
社会福祉士	3	2	3	2	2	1	2	2	1	2	3	23
主任介護支援専門員	2	2	1	2	2	2	1	1	3	1	3	20
保健師	1	2	2	2	2	2	3	3	3	3	4	27
精神保健福祉士	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
合計職員数	7	7	7	7	7	6	7	7	8	7	11	81
常勤換算職員数	7.0	6.0	6.0	7.0	7.0	5.1	7.0	6.0	7.0	8.0	9.9	

職員配置基準 (令和3年度～令和5年度)

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
配置基準	7	6	6	7	7	5	7	6	7	8	8	74

(2) 介護予防支援業務, 第1号介護予防支援事業専従職員及び事務職員 R3. 4. 1 現在 (人)

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
介護支援専門員等	2	1	1	3	3	2	2	4	2	3	2	25
事務職員	1	1	1	1	1	1	2	0	1	1	3	13

3 地域包括支援センター運営業務事業計画

(※別紙「令和3年度地域包括支援センター運営業務 総合評価」の反映部分を抜粋)

※令和3年度地域包括支援センター運営業務 総合評価 (別紙)

中央	<p>1 コロナ禍での取組及び運営体制について コロナ禍において通いの場を休んでいる、もしくは休止になっているために閉じこもりがちになっている高齢者に対して体調・安否確認を含めた継続支援を行います。</p> <p>2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について センター業務を通じて蓄積した地域課題や社会資源等の情報共有、担い手育成、生活支援に係る課題への対応など、地域まるごと支援員と連携し、圏域内における生活支援体制整備や関係機関とのネットワーク構築を行います。</p> <p>3 第1号介護予防支援事業、権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について 「成年後見制度対応フローチャート」に基づき、旭川成年後見支援センターなどと連携を図りながら成年後見制度活用の判断を行います。 継続的なケアマネジメント実践となるよう、地域まるごと支援員の協力を得て各種関係機関等と地域課題の把握・共有を図りながら新たな支援体制構築に向けた取組を行います。</p>
----	--

豊岡	<p>1 コロナ禍での取組及び運営体制について 地域の介護予防人材育成を念頭に、圏域内での介護予防ボランティア組織「あさひかわりハビリ体操指導士豊岡地区の会」が自発的な活動や継続的に活動できる体制となるよう後方支援を行う。また、それ以外の方々がボランティア活動につながるよう、圏域内でボランティア育成支援、活動支援を行う。</p> <p>2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について 昨年度開催をしたボランティア養成講座参加者を主な対象としてボランティア交流会を開催し、ボランティア活動への動機づけやボランティア活動者のモチベーション維持を図る。活動者同士のつながりづくりを意識し、活動希望者へは活動できる場の情報提供を行い、人的資源の拡充が図れるよう働きかける。</p> <p>3 第1号介護予防支援事業、権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について 自立支援点検及び必要な社会資源抽出を目的とする「地域ケア個別会議」の実施にて、個別ケースに即した自立支援策を検討し、介護支援専門員のケアマネジメント力向上をはかる。 成年後見制度の利用が必要な人を把握した場合、旭川成年後見支援センターや行政等と連携を図り、制度利用につながるよう働きかける。 圏域内の認知症キャラバンメイト・社会福祉協議会等と協働し、認知症の正しい理解について地域への普及啓発を継続する。集合形式以外の普及啓発について工夫を試みる。</p>
----	--

<p>東旭川 千代田</p>	<p>1 コロナ禍での取組及び運営体制について コロナの影響で活動が休止になった際に、住民同士がつながれる場として、交換日記機能も備えた介護予防に関するリーフレット等作成し、活動団体の中で自宅の住所が近い方たちで回覧し合う体制構築について参加者と話し合っていく。</p> <p>2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について 分野や世帯に関係なく地域住民や関係機関が、様々な手法を用い、地域で集いネットワークの拡大や強化をし、住民と地域の多様な主体による地域づくりを目指す。 センター職員の名刺にQRコードをプリントするなど、IT技術を用いホームページでの普及啓発が促進できる方法を4職種で検討し、多様なネットワークの構築と強化を目指す。 地域ケア個別会議と地域ケア推進会議を連動させ、伴走支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築を意識していく。</p> <p>3 第1号介護予防支援事業、権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について 入所時身元保証人がいない場合、途中で亡くなられた場合の事例を、成年後見支援センター等から聞き取り、集約したものを事業所へ啓発し成年後見制度の利用促進を図る。 関係機関に自立支援型ケア会議や旭川市地域リハビリテーション事業、認知症家族会・認知症カフェ、認知症初期集中支援チームなど医療職が関わる事業の周知を続け、認識を高めると共に、活用事例の紹介や体験などを通して利用者が事業を有用に活用できるように取組む。</p>
<p>東光</p>	<p>1 コロナ禍での取組及び運営体制について 圏域の障害者事業所の事業所訪問を実施し、地域包括支援センターの機能について周知活動を行い、高齢障害者の支援における課題についてアンケートを基に聞き取りする。同時に地域包括支援センターに求める役割や機能についても把握する。 東光まちづくり推進協議会の「東光シニアいきがい事業」の企画、運営に参加し、認知症学習会、特殊詐欺啓発活動、ICT活用促進活動を実施し地域住民の知識の向上を図る。</p> <p>2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について 「とうこうボランティア交流会」のコアメンバーを中心に協議体としての機能強化をめざし、保健師による会議予防事業や地域のボランティア活動を通じて、地域住民一人ひとりが地域を支えるというマインドを醸成していく。 住民組織の後継者対策について、旭川市社会福祉協議会等と連携し、先進事例の情報提供を行うとともに、こども食堂等の既存のネットワークと連携しながら、多世代交流できる場を検討する。</p> <p>3 第1号介護予防支援事業、権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について 圏域ケアマネジャーが抱える困難事例については、必要時ケース同行訪問、担当者会議開催支援・参加、自立支援型ケア会議や地域リハビリテーション活動支援事業の活用促進、地域ケア個別会議開催支援・参加を行う。 高齢者の権利侵害を予防するため、既存のネットワークに加え警察や消費生活センター、成年後見支援センター、法曹界との連携を強化し、権利擁護に係る分野を横断したネットワーク構築をめざす。 2圏域合同（豊岡・東光）でまるごと支援員、地域ボランティアと協働し、認知症支援に関心のある地域住民や家族介護者の方を対象に「認知症支援に関する知識普及」「認知症家族会等の周知」を目的に学習交流会を企画し開催する。</p>

<p>新旭川 永山南</p>	<p>1 コロナ禍での取組及び運営体制について ネット環境（タブレット，パソコン，スマートフォンなど）にある厚労省作成の「通いの場アプリ」の紹介を行う。 一部のサークルのタブレットやスマートフォン利用者に「通いの場」のアプリを使用してもらいモニタリングを行う。</p> <p>2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について まちづくりフォーラムin”永山南”と”新旭川”で抽出された地域課題を情報共有し，新たな担い手発掘とボランティア養成，障がい分野とのコラボを検討する。 複合的課題ケース等の困難ケースなどを，関係機関等支援介入ネットワーク組織が再開できる準備を，介護119番や重層的体制整備事業と検討する。</p> <p>3 第1号介護予防支援事業，権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について 4職種協働で定期的にケアプランを確認する機会を持ち，必要と思われる事業や社会資源の情報を提供し，活用できるよう助言，サポートする。 旭川成年後見支援センターと連携し，講話等の開催，関係機関へ利用者にメリットを実感できる成年後見制度として利用の促進・普及を図っていく。 新型コロナウイルスの状況を確認しながら，開催に向けて周知活動を行い，認知症サポーター養成講座等の開催を目指し，地域住民等の認知症理解を深める。</p>
--------------------	---

<p>永山</p>	<p>1 コロナ禍での取組及び運営体制について 地域のアンケート調査（むつみ町内会）や，要支援認定者のサービス未利用者調査，通いの場調査での参加自粛者から支援対象者を把握し，実態把握は4職種で行う。 ICTや様々な媒体を活用しながら，地域住民や各関係機関に対して認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。</p> <p>2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について 相談の多い地域をモデル地域や運営推進会議等を通じて連携を深め，ニーズ発見機能，相談連結機能，支援機能，予防機能が活用できるネットワークを構築する。 住民懇談会，地域住民等との意見交換（地域ケア推進会議）を行い，地域課題を抽出する。</p> <p>3 第1号介護予防支援事業，権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について 4職種と協働し委託しているケアプランの内容を確認し，問題や課題の把握を行い，必要に応じ担当介護支援専門員と支援のあり方を検討する。 旭川成年後見センターと連携し，成年後見制度の普及や活動などの勉強会を開催する。 地域キャラバン・メイトと連携・協力し，認知症サポーター養成講座を開催し，認知症についての勉強会を行い，正しい知識の普及啓発を行う。</p>
-----------	--

<p>末広 東鷹栖</p>	<p>1 コロナ禍での取組及び運営体制について 民生委員と連携しながら、フレイルチェック票のツールを活用し、訪問時にチェックを行う。該当した高齢者に対して民生委員と同行訪問や電話連絡等で状況把握し、個別対応支援を行う。</p> <p>2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について 町内会単位で開催する地域課題検討会議において社会資源情報の整理・町内会マップ更新・課題の抽出を行い、住民主体で解決に向けた検討ができるよう意義の醸成を行っていく。第2層協議体など会議体への参加連携を通して地域まるごと支援員と連携を図り、ネットワーク強化及び地域の課題解決力強化を図っていく。</p> <p>3 第1号介護予防支援事業、権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について 課題、ニーズ等の把握、地域連携の状況、またインフォーマルサービスの活用についてアンケート調査を実施し、その結果を元に情報共有を行い、自立支援に向けたケアプラン作成の勉強会・研修会を開催する。 総合相談や各専門職からの相談など、成年後見制度の利用が適切と考えられるケースについてセンター内において精査を行い、必要に応じて旭川成年後見支援センターや旭川弁護士会等各関係機関と連携協働のうえ、制度利用に繋げていく。 野外での認知症カフェ開催も視野に入れ、育成したボランティアにも参加を呼びかけ、認知症カフェの普及啓発・活動継続に繋げていく。</p>
-------------------	--

<p>春光 春光台</p>	<p>1 コロナ禍での取組及び運営体制について 閉じこもりチェックシートを用いて4職種で支援対象者を把握し、包括内ミーティングで情報共有を行う。必要時、町内会長や民生委員などと協働し個別訪問や地域個別会議を開催する。把握した対象者が個別のニーズに合った介護予防活動を行えるよう支援する。</p> <p>2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について 春光東地区にボランティア活動が定着化し、福祉的な支援が必要な世帯を早期発見、早期介入していけるような地域を目指して、ボランティア活動実施に向けた協議や打ち合せを開催し、ボランティア活動に参加した地域住民と藤星高校の生徒が意見交換する交流会を開催していく。</p> <p>3 第1号介護予防支援事業、権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について 自立支援の視点について、介護支援専門員と包括が共通の認識が持てるよう取り組んで行く。 総合相談やその他様々な機会を通して、認知症などにより判断能力の低下が見られる高齢者について、申し立て可能な親族への支援や関係機関、旭川成年後見支援センター、市の担当部局と連携し、適切な制度利用に繋げていく。 様々な啓発活動や認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターステップアップ研修等を通して、地域住民が認知症の方への適切な関わりや支援方法を学び、見守りや啓発活動などの支援者として参画できるよう支援する。</p>
-------------------	---

北星 旭星	<p>1 コロナ禍での取組及び運営体制について 4職種が協働し、支援対象者に閉じこもりのリスクや介護予防の必要性を伝える。 民生委員や市民委員会（町内会）等の会議に参加し、センターの活動状況や総合相談の傾向を共有し、センター機能の理解を促す。 対応が困難と思われる事例の場合はセンター専門職が複数名で対応することとし、関係機関との協働などチーム対応を基本とする。</p> <p>2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について 過年度までに育成された「北のほし☆ボランティア」が、継続的に活動できるように地域住民等への周知活動（ニーズの掘り起こし）やボランティア交流会を実施する。 地域の様々な自主グループに対し、地域ケア推進会議を周知し、必要時に会議の開催につながるようにするとともに、地域の歴史や魅力を意識して進めることで地域への愛着の再確認につながるような支援を心がける。</p> <p>3 第1号介護予防支援事業、権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について 地域住民が包括的・継続的に様々な社会資源を切れ目なく活用できる環境を整備するとともに、介護支援専門員および介護サービス事業所が適正なサービスを円滑に提供することができるような環境を成熟させる。 介護保険事業所職員へ向けた研修会の開催や、地域住民への啓発活動を通じ、制度理解を促し、本人にとって不利益が生じないよう適切に制度を活用できるよう支援する。 認知症当事者が必要な支援を受けながら安心して暮らし続けられるよう、認知症施策推進大綱における「共生」の実現に資する勉強会等を、幅広い世代向けに企画・開催する。</p>
----------	--

神居 江丹別	<p>1 コロナ禍での取組及び運営体制について 各地区民児協の定例会に定期的に4職種で参加し、情報の提供・交換を行うことにより、顔の見える連携関係を構築する。 各自が受けた相談について随時センター内で共有を図り、必要時には即座に連携しチームアプローチで対応にあたることにより、効果的な支援を実現する。</p> <p>2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について 市民委員会単位で、住民の考える地域の課題についての解決方法を協議・検討し、社会資源の課題を検討する場として地域ケア推進会議を実施する。</p> <p>3 第1号介護予防支援事業、権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について 介護支援専門員に対する支援について、各種会議（地域ケア個別会議・自立支援型地域ケア会議・認知症初期集中支援チーム会議・地域リハビリテーション活動支援事業等）を有効活用する。 相談対応等において把握した制度利用が必要なケースに対し、旭川成年後見センター、法テラス、リーガルサポート、ばあとなあ北海道等と連携し、適切に権利擁護が図られるよう支援する。 地域まるごと支援員や旭川市ボランティアセンターと連携し、認知症介護や医療等に関する専門的な知識の普及啓発および、認知症の人への個別支援や当事者の社会参加に向けたボランティア協力の必要性を伝える。</p>
-----------	--

<p>神楽 西神楽</p>	<p>1 コロナ禍での取組及び運営体制について 当センターで作成した「活動に関するアンケート」を4職種で実施し、支援対象者を決定する。 通いの場に参加しなくなった支援対象者は、多職種で支援方針を決定し、概ね6か月後に保健師が経過確認を行い、多職種でカンファレンスを実施し支援内容を検討する。</p> <p>2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について 地域貢献に意欲的な福祉事業所や学生を含む若年層のボランティア人材等を地域まるごと支援員（生活支援コーディネーター）と発掘するとともに、「地域で支えあうこと」の意識付けを行っていく。 ボランティア交流会等で抽出された、地域において必要だと思われる生活支援サービスの創出について、地域まるごと支援員と協働し、会議で検討していく。</p> <p>3 第1号介護予防支援事業、権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について 基本的なケアマネジメントにおける一連の流れの再確認などを行うと共に、地域の介護支援専門員が互いに切磋琢磨できる環境を提供する。 成年後見制度の活用が必要と判断した場合には、本人情報シートを活用しながら、医療機関、司法関係者と共有を図り、チームとして対応する。 民生委員や地域住民に対して認知症の方や家族に対する支援の必要性について意識してもらえるように、地域住民の集まり等に出向いて認知症の普及啓発を行う。</p>
-------------------	---

令和3年度 地域包括支援センター運営業務 総合評価

全地域包括支援センター共通評価

1 コロナ禍での取組及び運営体制について

コロナ禍において、体力的な問題や精神的な問題がある中、オンラインツールを活用したり、感染予防対策を講じて活動するなど情勢に合わせた工夫をされているセンターが多く、病院や施設の入院、入居者の面会制限による不安や本人が濃厚接触者にあたる場合の介護施設の受入問題に対する課題など、包括が専門職として家族と病院、施設、双方の困難を聞き取りながら、そのつながりを維持できるように関わりを持っていることはとても良いと思います。

今後はさらにアンケートなどを活用しながら現状での課題等の整理を行い、市民委員会や民児協、地域住民などと意見交換をしながら、地域での福祉を強化し、課題解決に向けた新しい取組を進めていただきたいと思います。

また、ICTに関する周知や勉強会をしていくなど、高齢者にもICT利用を推進していき、地域活動への参加や情報交換のツールとしても活用し、一方で、電話や郵便受けの利用なども孤独感を軽減する上で大切なツールでありますので、合わせて活用していただきたいと思います。

コロナ禍により、研修参加などに影響が出ているように見受けられますが、担当圏域の現状やニーズについて、全体会議等により職員間での積極的な意見交換を行い、職員の資質の向上とセンター4職種の相互の連携体制づくりを更に進めていただき、今後も、地域包括支援センターが、エッセンシャルワーカーとして地域住民に認知されるよう、包括だけでなく、行政や関係団体とともに取組を考え、状況に応じた対応を期待します。

2 総合相談支援業務及び地域ケア会議開催に係る業務について

地域の担い手不足が慢性的に継続しており、地域福祉活動への主体的参加の促進と人材の育成が急務であるため、生活支援コーディネーター等と連携し、新たな活動者の発掘が必要です。

併せて地域のつながりの強化、相談支援機能強化のための既存ネットワークの連携体制の再検討と新たな社会資源や関係機関との関係構築が必要ですが、ネットワーク構築の担い手・後継者として子どもから大人まで幅広い世代を包含した取組を進めていただきたいと思います。

また、地域ケア推進会議を通して、地縁組織や高校などとのつながりづくりや地域内の資源開発に取り組んでおられますが、取組には時間を要するため、プロセスも積極的に地域の方にお知らせしていただきたいと思います。

< ※裏面あり >

3 第1号介護予防支援事業、権利擁護業務及び認知症総合支援事業に係る業務について

多職種と連携したり、各包括で点検するなどにより、ケアプランの質の向上に取り組んでいただいておりますが、今後も自立支援型ケア会議や地域リハビリテーション活動支援事業も積極的に活用するとともに、社会資源の掘り起こしなども行いながら、自立支援に向けたケアマネジメント支援業務に取り組んでいただきたいと思います。

また、高齢者の権利擁護については、地域包括ケア体制の根幹をなす重要な課題であり、成年後見制度は、権利擁護の柱の1つであると思います。

このため、旭川成年後見支援センターと連携しながら、今後も積極的に制度利用を進めていただきたいと思います。

認知症総合支援の取組については、認知症の方をケアするときには、認知症に対する正しい理解が必要ですので、各包括が取り組んでいる普及・啓発活動は、とても重要なことと思います。

今後は、広報活動の結果、どのような理解を得られているかなどを各包括間などで情報交換しながら検証し、進めていただけたらと思います。

令和4年度地域包括支援センター収支予算

- 1 地域包括支援センター運営業務（第1号介護予防支援事業を除く。）収支予算
- 2 介護予防支援に係る収支予算
- 3 第1号介護予防支援事業に係る収支予算

1 地域包括支援センター運営業務(第1号介護予防支援事業を除く。)収支予算

(円, %)

	収入	支出 (委託料に占める割合)			収支 (①-②)
	地域包括支援センター 運営業務委託料 ①	人件費	運営費 事業費	合計 ②	
中央	51,848,667	42,735,000	9,113,667	51,848,667	0
		82.4%	17.6%	100.0%	
豊岡	42,300,000	33,164,000	9,136,000	42,300,000	0
		78.4%	21.6%	100.0%	
東旭川・千代田	42,300,000	34,832,000	7,468,000	42,300,000	0
		82.3%	17.7%	100.0%	
東光	51,729,500	43,100,000	8,629,500	51,729,500	0
		83.3%	16.7%	100.0%	
新旭川・永山南	51,620,000	44,560,000	7,060,000	51,620,000	0
		86.3%	13.7%	100.0%	
永山	34,940,000	29,100,000	5,840,000	34,940,000	0
		83.3%	16.7%	100.0%	
末広・東鷹栖	48,775,315	42,817,315	5,958,000	48,775,315	0
		87.8%	12.2%	100.0%	
春光・春光台	44,150,000	36,840,000	7,310,000	44,150,000	0
		83.4%	16.6%	100.0%	
北星・旭星	51,660,000	45,350,000	6,310,000	51,660,000	0
		87.8%	12.2%	100.0%	
神居・江丹別	52,025,000	45,300,000	6,725,000	52,025,000	0
		87.1%	12.9%	100.0%	
神楽・西神楽	55,440,000	49,630,000	5,810,000	55,440,000	0
		89.5%	10.5%	100.0%	

2 介護予防支援に係る収支予算

(円, 件)

	収入			支出			収支 (①-②)	給付管理 件数
	介護予防 支援事業	法人からの 繰出又は事 業外収入	合計 ①	人件費等 ②	法人への 繰入又は 次期繰越	合計 ②		
中央	15,654,960	24,000	15,678,960	15,109,960	569,000	15,678,960	0	直営分:1,176 委託分:2,316
豊岡	10,027,500	970,700	10,998,200	10,998,200	0	10,998,200	0	直営分: 500 委託分:1,750
東旭川・ 千代田	11,408,000	115,000	11,523,000	11,523,000	0	11,523,000	0	直営分: 620 委託分:1,900
東光	15,122,800	2,374,619	17,497,419	17,497,419	0	17,497,419	0	直営分:1,130 委託分:2,250
新旭川・ 永山南	10,304,310	0	10,304,310	9,813,324	490,986	10,304,310	0	直営分: 287 委託分:2,004
永山	8,541,000	0	8,541,000	8,472,612	68,388	8,541,000	0	直営分: 750 委託分:1,200
末広・ 東鷹栖	14,997,120	40,000	15,037,120	15,037,120	0	15,037,120	0	直営分: 769 委託分:2,555
春光・ 春光台	14,185,455	0	14,185,455	14,185,455	0	14,185,455	0	直営分: 945 委託分:1,950
北星・ 旭星	13,800,000	0	13,800,000	13,800,000	0	13,800,000	0	直営分: 580 委託分:2,400
神居・ 江丹別	15,549,000	0	15,549,000	15,549,000	0	15,549,000	0	直営分:1,050 委託分:2,500
神楽・ 西神楽	19,130,000	0	19,130,000	19,037,600	92,400	19,130,000	0	直営分:1,080 委託分:3,156

3 第1号介護予防支援事業に係る収支予算

(円, 件)

	収入			支出			収支 (①-②)	給付管理 件数
	介護予防 支援事業	法人からの 繰出又は事 業外収入	合計 ①	人件費等	法人への 繰入又は 次期繰越	合計 ②		
中央	17,119,450	18,000	17,137,450	16,264,025	873,425	17,137,450	0	直営分:1,402 委託分:2,390
豊岡	10,032,250	949,550	10,981,800	10,981,800	0	10,981,800	0	直営分: 650 委託分:1,600
東旭川・ 千代田	9,054,000	944,000	9,998,000	9,998,000	0	9,998,000	0	直営分: 500 委託分:1,500
東光	14,646,600	3,553,865	18,200,465	18,200,465	0	18,200,465	0	直営分: 940 委託分:2,300
新旭川・ 永山南	13,561,870	886,746	14,448,616	14,448,616	0	14,448,616	0	直営分: 781 委託分:2,224
永山	8,541,000	0	8,541,000	8,472,612	68,388	8,541,000	0	直営分: 750 委託分:1,200
末広・ 東鷹栖	14,249,760	0	14,249,760	14,249,760	0	14,249,760	0	直営分: 811 委託分:2,341
春光・ 春光台	12,592,140	0	12,592,140	12,592,140	0	12,592,140	0	直営分:1,040 委託分:1,540
北星・ 旭星	13,850,000	40,000	13,890,000	13,890,000	0	13,890,000	0	直営分: 600 委託分:2,500
神居・ 江丹別	13,140,000	0	13,140,000	13,140,000	0	13,140,000	0	直営分:1,050 委託分:1,950
神楽・ 西神楽	15,070,000	0	15,070,000	15,012,400	57,600	15,070,000	0	直営分: 840 委託分:2,484

